

2024.11.28

発達支援に係る従事者支援のための 訪問・相談 覚書

丹後圏域地域リハビリテーション支援センター

地域リハビリテーション支援センター

〈事業内容〉

1. 圏域連絡会の開催（年1回開催）
2. 地域包括支援センター等に対するリハサービスに関する**助言・相談**（年40回以上）
3. **従事者支援のための訪問相談**（年40回以上）
4. リハサービス窓口担当者との定期的な**事例検討会**の開催（年4回以上）
5. 情報発信、その他地域リハビリテーション推進のために必要な事業

従事者支援のための訪問相談

<目的>

京都府の総合リハビリテーション体制整備の一環として、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）のいない障害福祉サービス事業所等へリハビリテーション専門職員を派遣することで、以下を目指します。

- ・生活に関わる人々がリハビリテーションの概念を理解する。
- ・生活に関わる人々が日常生活や社会参加を送っていくための支援の中に、リハビリテーションの視点を取り入れる。
- ・上記により、利用者が二次障害の発生や廃用症候群を予防し、また、持てる機能を発揮し、その人らしく、よりよい生活を送れるようになる。

従事者支援のための訪問相談

<対象>

丹後圏域の医療、介護、障害者福祉、教育、行政等の支援担当者等

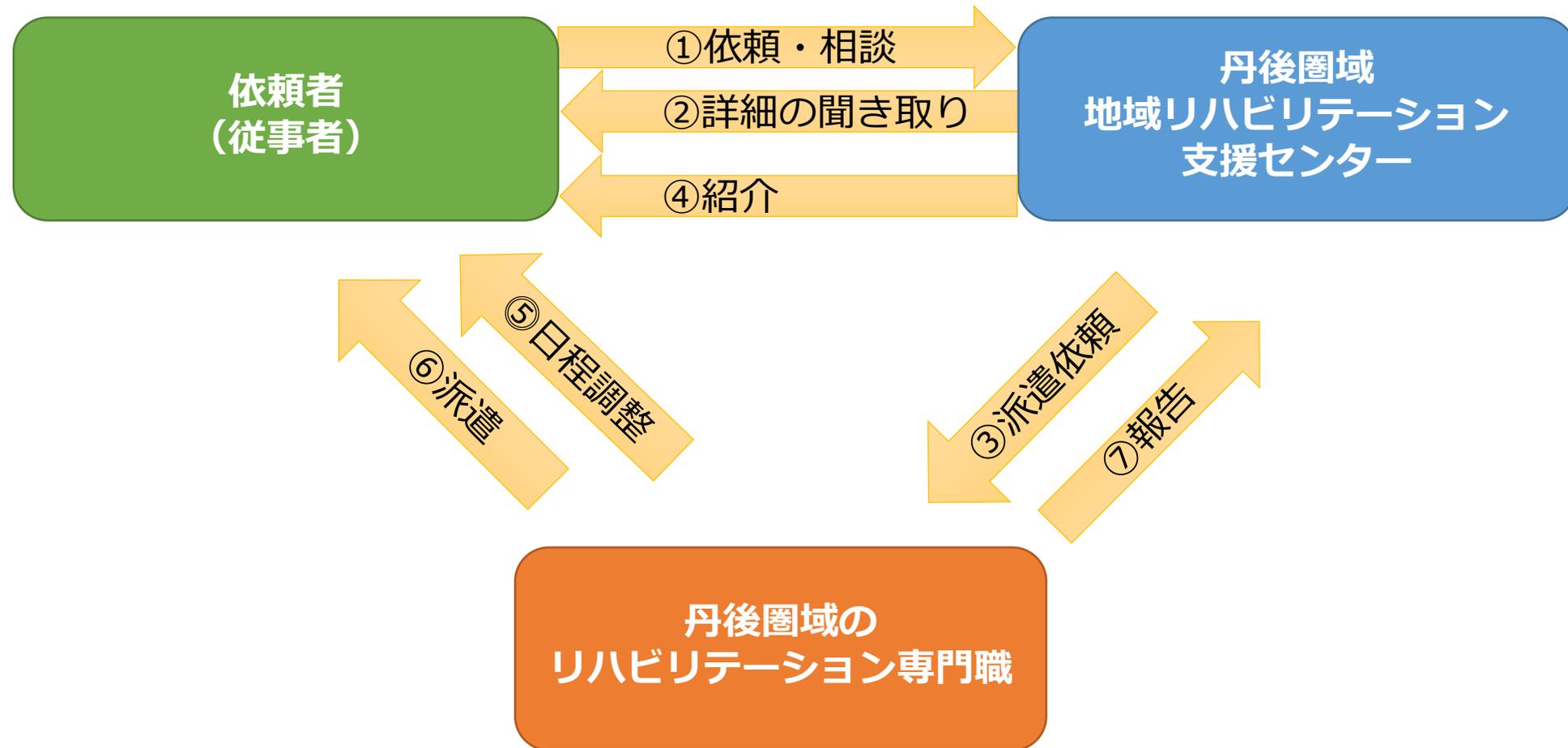
<相談内容>

- ① リハビリテーションの基礎的知識・技術に関する助言
- ② 生活環境・福祉用具等に関する助言
- ③ 摂食嚥下障害やコミュニケーション障害に関する助言
- ④ リハビリテーションに関する多職種間の連携に関する助言
- ⑤ ①から④までの助言の対象となっている事項に係る職員に対する研修会・学習会の実施

従事者支援のための訪問・相談事業 前提

- 従事者支援のための訪問・相談事業は、当事者支援ではなく、**従事者支援**です。
- 対象は**こどもに関わる従事者のみ**ではなく、こどもから高齢者等に関わる幅広い従事者となっています。
- 京都府からの委託事業であり、全対象で年間40件程度の予算となっています。（そのため、こども分野だけを際限なく訪問できるわけではない）

従事者支援のための訪問・相談事業の流れ



従事者支援のための訪問・相談事業の流れ 依頼

丹後圏域地域リハビリテーション支援センターのHPから
申し込む

<https://www.tangohp.com/tangoshien/tangoshien-houmon/>



従事者支援のための訪問・相談事業の流れ 依頼

リハビリ相談・訪問指導について

リハビリテーションに関する相談を受け付け、訪問による相談指導を行います。



対象者	事業所の介護支援専門員、訪問看護師等のスタッフ
内容	利用者のリハビリや住宅改修、福祉機器の利用など
申し込み	申し込みは電話 F A X メールにより受け付けます

申込書ダウンロード

- 従事者支援のための訪問・相談申込書のダウンロード (PDF)
- 従事者支援のための訪問・相談申込書のダウンロード (Excel)
- リハビリ訪問指導報告書のダウンロード【訪問指導師様用】(Word)

お問い合わせ

☎ 0772-62-8301

■FAX 0772-62-8302

■mail tango-rehabili-shien@tangoop.com

WEBからもお申し込みいただけます。

[申し込みフォームはこちら >>](#)

各種ダウンロード

従事者支援の訪問・相談申込書

- PDFダウンロード
- Excelダウンロード

リハビリ訪問指導報告書

- Excelダウンロード

申し込みフォームから必要事項を記入して送信

申込書をダウンロードし、必要事項を記入してFAX、メール送信

従事者支援のための訪問・相談事業の流れ 申込内容の聞き取り

- 1週間以内に地域リハビリテーション支援センターより電話で依頼者に詳細を確認して、派遣者を検討
- 地域リハビリテーション支援センターから派遣者に依頼をして、内諾を得られたら、依頼者に派遣者を紹介する。
 - ※派遣者は当支援センターが調整して決定

従事者支援のための訪問・相談事業の流れ

訪問日時決定

- 派遣者より依頼者に電話等で訪問日時の相談を行う
- 決定した訪問日は、派遣者から地域リハビリテーション支援センターに報告する。

従事者支援のための訪問・相談事業の流れ

訪問

- 派遣者が訪問し、依頼者を含む従事者に支援を行う。
- 支援風景の写真を撮る。
(派遣者が報告書に添付するため)

お願い

- 訪問相談の依頼は各こども園や学校と市町が、話を事前にしてもらった上で、限られた資源の有効活用を考慮して申込をしていただきたい。
- 派遣者が訪問相談において保健師の同席を断る等、貴市町に不都合なことがあれば、遠慮なく地域リハ支援センターに相談をしてほしい。
- リハビリテーション専門職の活用でメリットを感じていただけているのであれば、積極的に予算化し、雇用することを検討していただきたい。